

こどもまんなか  
**こども家庭庁 保育提供体制の確保のための「実施計画」による財政支援について**

**地域の課題に対応した財政支援**

- 「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体に対して、下記のとおり財政支援を行う。（R7年度採択市区町村数 645市区町村（令和7年12月時点））

**採択分類・採択対象**
**【認可保育所等（※1）】**
**1. 待機児童対策**

【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村（※2）

【1.②～⑥の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村（※3）

**2. 人口減少対策**

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（※4）

**3. 地域の課題に応じた対策**

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

- ※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。  
 ※2 既に設置主体となる事業者と協議を進めていた場合であって、就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援（設置主体の緩和）を希望する場合には、経過措置として従前の採択要件により採択対象とする。  
 ※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和10年度末までは経過措置として財政支援の対象とする。  
 ※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

**【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】**

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）（※5） 設置主体の要件緩和（※6）
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業（予約制）	補助要件
④一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かりの補助要件
⑤認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑥幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

**【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】**

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3） 設置主体の要件緩和（※6）

**【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】**

項目	内容
①保育士宿舎借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業（基本型）	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算の加算要件
⑤利用者支援事業（特定型）	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件

**【こども誰でも通園制度】**

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）

- ※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。  
 ※6 設置主体の要件緩和は就学前教育・保育施設整備交付金のみ。

(参考) 令和7年度～令和8年度以降における対応の変更点

※1 下線は前年度の運用からの変更点

	令和7年度当初予算	令和8年度以降(※1)
採択種類	①待機児童対策 ②人口減少対策 ③地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策	
対象自治体 (経過措置を含む)	①R7.4.1時点で、待機児童が1人以上見込まれる市区町村又は待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村  ②過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村(財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む) ③待機児童対策・人口減少対策、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村	①<整備費・改修費> ・財政支援を受ける各年度の4月1日時点において、 <u>待機児童が10人以上見込まれる市区町村(※2)</u> ※2 既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合であって、就学前教育・保育施設整備交付金の財政支援(設置主体の緩和)を希望する場合には、各年度時点で、 <u>待機児童が1人以上見込まれる市区町村又は待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村(経過措置)</u>  <整備費・改修費以外> 上記に加え、 ・ <u>過去3年のいずれかの4月1日時点において待機児童が生じている市区町村</u> ・ <u>令和5年度または令和6年度に実施している市区町村(令和10年度までの経過措置)</u> ②左記と同様  ③左記と同様
財政支援	R7年度以降、p1に記載の通り変更(廃止する支援については、R7年度より廃止)	
実施計画様式	・整備計画 ・整備予定	左記に加え、 ・地域における保育提供体制の現状・課題 ・課題に対して力を入れて取り組む内容 ・財政支援を必要とする理由 等
地方版子ども・子育て会議等での承認	不要	必要(ただし、会議日程等の事情により事後の承認となる場合も可)

## 地方版子ども・子育て会議等に諮ることについて

- ・「採択を要する実施計画」及び「整備計画（エントリーシート）」については、将来における保育需要の把握が十分であるかや、当該需要に基づいた提供体制を確保するための計画となっているか等を確認する観点で、地方版子ども・子育て会議等での承認を得ることを必要としている。

### 会議体・諮り方

- ・ 原則として、地方版子ども・子育て会議に諮ることとする。  
ただし、地方版子ども・子育て会議を設置していない自治体等においては代替手段を用いることも認めるが、担当者ではなく市町村として意思決定された実施計画・整備計画であると説明できることが必要。
- ・ 会議については、書面での開催も可とする。

### 時期

- ・ 実施計画・整備計画は、会議体への諮問等を行った後に都道府県を通じて国に提出することを原則とするが、会議体の開催時期を考慮し、事後に諮問等を行うことも可とする。
- ・ 事後に諮問等を行う場合でも、希望する財政支援の補助金等に係る交付申請時期までには承認を得ること。
- ・ なお、仮に事後に承認を得ることができなかった場合は、「実施計画」の採択取り消しを行うことがあり得る。

### その他

- ・ 会議体に諮ったことについては、実施計画の様式上に記載欄を設け、確認を行うこととしている。